

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 11 日（金）
定期第 730 号

目 次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（子ども・家庭支援課）

告示

- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 都市計画変更案の縦覧（都市計画課）
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任の届出（同）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（道路課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁施設整備課）

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 65 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 児童福祉法施行細則（昭和59年宮城県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
第5条の6　〔略〕 （登録一時保護委託者の登録の申請） <u>第5条の7　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第5条第1項に規定する申請は、登録一時保護委託者登録申請書（様式第5号の14）によって行うものとする。</u> 別表第1（第10条関係） 徴収基準額表（扶養義務者用（児童自立生活援助事業所（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。）にあつては、措置児童用）） <table><tr><td></td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3">1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8　〔略〕</td></tr></table>		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	備考	1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8　〔略〕			第5条の6　〔略〕 別表第1（第10条関係） 徴収基準額表（扶養義務者用（児童自立生活援助事業所（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。）にあつては、措置児童用）） <table><tr><td></td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3">1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u>の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8　〔略〕</td></tr></table>		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	備考	1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u> の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8　〔略〕		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																						
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																						
備考	1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8　〔略〕																								
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																						
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																						
備考	1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u> の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8　〔略〕																								

様式第 5 号の13の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号の14（第5条の7関係）

登録一時保護委託者登録申請書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕	
登録一時保護委託者の登録を受けたいので、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号） 附則第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 職員の定数及び職務の内容	
2 主な職員の氏名及び経歴	
3 一時保護を行う施設の名称及び所在地	
(添付書類)	
1 定款その他の基本約款	
2 一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）に適合していることを証する書類	

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登録一時保護委託者の登録の申請等) 第5条の7 <u>法第34条の22第1項の規定による申請は、登録一時保護委託者登録申請書(様式第5号の14)によって行うものとする。</u> <u>2 法第34条の23の規定による届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届(様式第5号の15)によって行うものとする。</u> <u>3 省令第36条の51の規定による登録一時保護委託者の登録の消除の申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書(様式第5号の16)によって行うものとする。</u> 様式第5号の14(第5条の7関係) 登録一時保護委託者登録申請書 [略] 登録一時保護委託者の登録を受けたいので、<u>児童福祉法第34条の22第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</u> [略] (添付書類) 1 [略] 2 <u>児童福祉法第34条の22第2項の基準</u>に適合していることを証する書類	(登録一時保護委託者の登録の申請) 第5条の7 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第5条第1項に規定する申請は、登録一時保護委託者登録申請書(様式第5号の14)によって行うものとする。</u> 様式第5号の14(第5条の7関係) 登録一時保護委託者登録申請書 [略] 登録一時保護委託者の登録を受けたいので、<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</u> [略] (添付書類) 1 [略] 2 <u>一時保護委託者の登録等に関する基準(令和8年内閣府令第16号)</u>に適合していることを証する書類

様式第5号の14の次に次の2様式を加える。

様式第5号の15（第5条の7関係）

登録一時保護委託者登録事項変更届	
年 月 日	
宮城県知事	殿
住 所	
氏 名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕	
年 月 日付け 第 号による登録一時保護委託者としての登録について、児童福祉法第34条の22第5項に規定する事項を変更するので、同法第34条の23の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	変更事項
2	変更事項の変更前後の比較
	変更前
	変更後
3	変更の理由
4	変更の（予定）時期

様式第 5 号の16（第 5 条の 7 関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
住 所	
氏 名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕	
児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、下記のとおり登録一時保護委託者の登録の消除を申し出ます。	
記	
1	登録番号
2	消除申出の理由

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年10月 1 日から施行する。

宮城県告示第631号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 8 年 9 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 泉整形外科 病院	仙台市泉区上谷刈字丸 山 6 番 1 号	令和 8 年 9 月 9 日	令和 11 年 9 月 8 日
一般財団法人厚生会 仙台厚生病院	仙台市青葉区堤通雨宮 町 1 番 20 号	令和 8 年 9 月 9 日	令和 11 年 9 月 8 日
独立行政法人労働者健 康安全機構 東北労災 病院	仙台市青葉区台原四丁 目 3 番 21 号	令和 8 年 9 月 9 日	令和 11 年 9 月 8 日

宮城県告示第632号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 都市計画の種類及び名称

（１）種類 仙南広域都市計画道路

（２）名称 ３・４・601 号 遠刈田中央線

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

（１）廃止しようとする土地の区域

蔵王町 遠刈田温泉字小妻坂、遠刈田温泉字下ノ原、遠刈田温泉字開発、遠刈田温泉字東裏、遠刈田温泉寿町、遠刈田温泉仲町、遠刈田温泉字遠刈田西裏、遠刈田温泉字遠刈田北山の各一部

3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び蔵王町役場（建設課都市計画係）

4 縦覧期間

令和 8 年 9 月 11 日から同月 30 日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

宮城県告示第 633 号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 9 月 3 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 9 月 11 日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大 町 久 志

宮城県告示第 634 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 8 年 9 月 11 日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 町 久 志

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 8 年 8 月 14 日	鹿 野 民 雄	宮城郡松島町竹谷字町裏 7 番地	理 事

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 9 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

ア 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10 トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 1,226 トン

イ 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、8 トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 26 キロリットル

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和8年9月18日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

宮城県大河原土木事務所庶務担当（担当 菊田 浩 電話0224-53-3135）

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年9月18日（金）午後5時まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和8年10月13日（火）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和8年10月13日（火）午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年10月26日（月）午前9時から令和8年10月30日（金）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和8年10月26日（月）午前9時から令和8年10月30日（金）午後5時まで

(イ) 場所 (2)に同じ。

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するように提出す

ること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所 開札の日は令和8年11月2日(月)とし、開札の時刻及び場所は1の(1)に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

ア 1の(1)のアの購入物品 午前10時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

イ 1の(1)のイの購入物品 午前11時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法

ア 入札金額は1の(1)のアの購入物品にあつては1キログラム当たりの単価を、1の(1)のイの購入物品にあつては1リットル当たりの単価を1銭単位で記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) **Nature and Quantity of the Items to be Purchased:** antifreeze (Unit-price contract)

(2) **Period of Supply:** From starting date of contract to March 31, 2027.

(3) **Place of Delivery:** Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.

(4) **Deadline for Bid:** Friday, October 30, 2026, 5:00 p.m.

(5) **Contact Person:** Hiroshi Kikuta, General Affairs Officer, Ogawara civil engineering Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara, Shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

(6) **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
令和8年度県立高校LED 照明設備賃貸借（リース） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月31日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
七十七リース株式会社 仙台市青葉区本町二丁目15番1号
- 5 落札金額
210,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和8年7月21日